

議員提出議案第2号

国道6号に係る環境整備についての意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年12月25日提出

南相馬市議会議長 鈴木昌一様

提出者	南相馬市議会議員	郡	俊彦
賛成者	南相馬市議会議員	大場	裕朗
〃	〃	田中	京子
〃	〃	表	信司
〃	〃	小川	尚一
〃	〃	平田	武
〃	〃	今村	裕
〃	〃	渡部	寛一
〃	〃	志賀	稔宗
〃	〃	竹野	光雄

## 国道 6 号に係る環境整備についての意見書（案）

貴職におかれましては、当市内約 28 kmに渡る国道 6 号の環境整備について、日頃から何かとご配慮いただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、現状は路肩の草木が、路上にはみ出している箇所も見受けられます。

震災以前は、集落共同で草刈りや清掃作業を行ってきましたが、人口減少と高齢化により困難な状況となっており、特に、多くの避難者が未帰還の小高区においては、困難さは、多岐に及んでおります。

この度、当市議会では、当該地区の下耳谷、上蛇沢及び女場の 3 行政区から市議会へ提出された陳情書を採択と決したところであります。

よって、3 行政区の住民の皆さんのが願いが早期に達成されること、あわせて南相馬市内全域の国道 6 号の法面管理にかかる計画的な対応をご検討されますよう、下記のとおり強く要望いたします。

### 記

#### 1 小高区下耳谷行政区、上蛇沢行政区及び女場行政区の国道 6 号について

- (1) 中断されている小高区上蛇沢から小高区女場間の歩道工事を早期再開し完成させること
- (2) 法面の法尻まで除草すること
- (3) 沿線の雑木等を伐採すること
- (4) 法面に植樹された桜の剪定及び指導を実施すること
- (5) ゴミの不法投棄を撲滅すること

#### 2 南相馬市内全域の国道 6 号の「法面管理計画」を策定し、計画的に管理を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7 年 1 月 2 日

福島県南相馬市議会議長 鈴木 昌一

国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所長 様